

当院の加算に関するご案内

➤ 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております。

(令和6年6月1日から)

【初診料の加算】

医療情報取得加算 1(月1回) 3点 マイナ保険証なし
医療情報取得加算 2(月1回) 1点 マイナ保険証利用

【再診料の加算】

医療情報取得加算 3(3月に1回) 2点 マイナ保険証なし
医療情報取得加算 4(3月に1回) 1点 マイナ保険証利用

(令和6年12月1日から)

【初診料の加算】

医療情報取得加算(月1回) 1点

【再診料の加算】

医療情報取得加算(3月に1回) 1点

➤ 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

➤ 機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・ 受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・ 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介させていただきます。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・ 福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・ 医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できます。

➤ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※一般名処方とは…

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。